

生駒市規則第 2 号

生駒市花のまちづくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 1 8 年 1 月 3 1 日

生駒市長 中本 幸一

生駒市花のまちづくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市花のまちづくりセンター条例施行規則（平成 1 3 年 3 月生駒市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（許可に関する手続の特例）

第 5 条の 2 前 2 条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、条例第 4 条第 1 項の許可に関する手続を別に定める方法により行うことができる。

第 8 条第 2 号中「場合」の次に「（第 5 条の 2 の別に定める方法により承認を受けた場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成 1 8 年 2 月 1 日から施行する。